

委託・共同研究に係る管理経費納付額に関する取扱いについて

平成 18 年 3 月 2 日担当会議承認

「日本大学委託研究等に関する取扱規程」第 20 条第 2 項に基づき、委託・共同研究に係る管理経費納付額に関する取扱いは下記のとおりとする。

記

管理経費納付額は、委託・共同研究費の総額に 10 % を乗じたものとする。
ただし、国、地方公共団体、その他公共性のある委託者からの委託については、5 % を乗じたものとする。

なお、算出に当たっては千円単位とし、千円未満は四捨五入する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 55 年 11 月 12 日施行の「委託研究に係る管理経費納付額について（生産工学研究所）」は平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

以 上